

8. 恒久住宅への移行に向けた支援

(1) 自宅の再建支援

◆ 概要 ◆

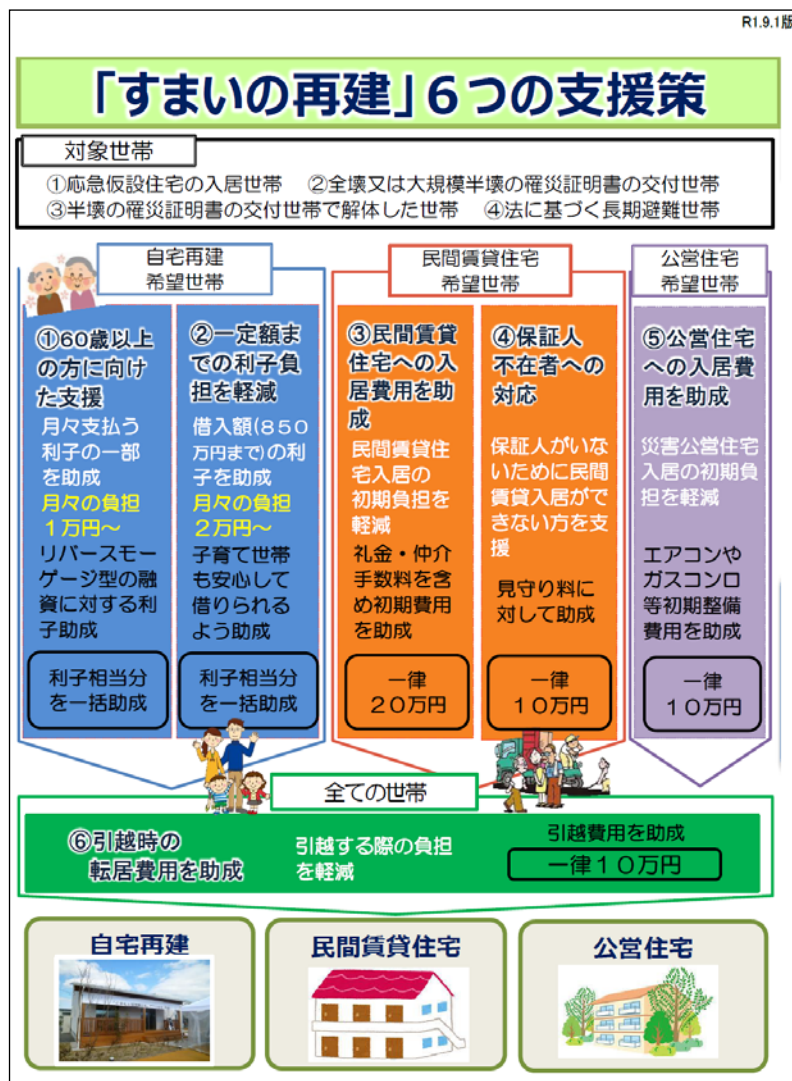
自宅の修理・再建に向けた資金面の支援については、被災者生活再建支援制度に基づく支援金の支給、各種融資制度、税の減免等に加え、地方公共団体が独自に利子補給等の支援策を講じた事例もある。

◆ 過去の災害における取組の例 ◆

○ 住まいの再建方法に応じた6つの支援策を用意した例：熊本県

熊本県は、自宅再建・民間賃貸住宅への入居・公営住宅への入居、それぞれの再建方法に応じた「『すまいの再建』6つの支援策」を策定し、1つのチラシにまとめて被災者に案内した。

自宅再建を希望する60歳以上の世帯に対しては、住宅金融支援機構と連携しリバースモーゲージ型の融資制度の周知を行った。



出典：熊本県ホームページ

8. 恒久住宅への移行に向けた支援

利用者の声

実際に「高齢者向け新型住宅ローン」を利用された方にお話を伺いました。

利用例 1 中古マンション購入



● 購入費…約2,250万円
● 借入金…約500万円(支援金等)
● 融資額…約750万円

高齢でも住宅再建を実現
丸野 健雄様(74歳)・昭代様(73歳) [熊本市]

みなし仮設住宅住民の交流会に参加し、リバースモーゲージ制度の話を聞いた時は、まるで“光”を見たような思いでした。高齢になり一般の住宅ローンを再建できると背中を押してもらったのですから、感謝しています。私たちが亡くなった後、このマンションをどうするかは子どもの判断にゆだねようと考えています。暮らしながらゆっくり考えることができるのも、リバースモーゲージ制度のメリットです。

利用例 2 「くまもと型復興住宅」を建設



● 購入費…約2,250万円
● 借入金…約1,200万円
● 融資額…約900万円

子や孫へ受け継ぐ住まい再建
今村 憲二様(81歳)・芳子様(80歳) [南阿蘇村]

リバースモーゲージ制度のことを知った当初は、「利用者が亡くなった後には家も土地も売り払われてしまう」と誤解していました。しかし住宅金融支援機構の方の説明をよく聞いてみると、分割でも一括でも都合のよい方法で元金を払えば、子や孫に家や土地を受け継がせることができると知り、安心して制度を利用することに決めました。設計から施工まで地元の業者さんをお願いしました。心配なことは、専門家の話を聞くことが大切ですね。



熊本県からのお知らせ

住宅金融支援機構提供
(旧住宅金融公庫)

限定 熊本地震で被災された60歳以上の方
※仮設住宅の入居要件を満たす方

高齢者向け 新型住宅ローン

【リバースモーゲージ型融資】のご案内



©2020 kumamoto pref. kumamon

毎月利子のみ1万円の支払いで自宅を再建

○ リバースモーゲージとは？

新しい家や今ある土地を担保に融資を受ける

毎月の返済は利子のみ

元金の返済方法は3通り

- 1 申込者が亡くなったときに土地や建物を売却して返済
- 2 申込者が亡くなったときに相続人が元金を一括して返済
- 3 申込者がご存命中に分割等で元金を返済

○ なぜ、このような額にできるのか？

リバースモーゲージ型融資
※住宅金融支援機構提供

+

県の助成

↓

毎月1万円の返済を実現

私が自信を持っておすすめします



熊本県知事 隈島 徳夫

県の助成について 熊本県が推奨する「くまもと型復興住宅」(1,300万円)を建設する場合

約450万円 (支援金や県基金など自己資金)	約850万円 (高齢者向け新型住宅ローン)
建設費 約1,300万円(税、付帯設備などを含む)	

※850万円借入の場合、約93万円の助成があります。

融資限度額について 建物の建設費(購入費)の6割+土地の評価額の6割

例えば…1,300万円の住宅を自分の土地(評価額100万円)に建設する場合

1,300万円×60% + 100万円×60% = 約850万円融資可能

お問い合わせ先

▶ 新型住宅ローンについて
住宅金融支援機構 ☎0120-086-353

▶ 県の助成について
熊本県すまい対策室 ☎096-333-2839

※申請手続は、被災時にお住まいの市町村にお問い合わせください

発行 熊本県健康福祉政策課すまい対策室

〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
Tel.096-333-2839 Fax.096-384-3160
E-mail. sumaitaisaku@pref.kumamoto.jp
Web http://www.pref.kumamoto.jp/kij_21374.html

※1.2020年4月5日現在(決定) ※2.借入額850万円、利率1.27%で返済期間20年の場合

出典：熊本県ホームページ

○ 住宅の建設・購入・補修費用に対する利子補給の例：岡山県

岡山県は平成30年7月豪雨の被災者の住宅再建を支援するため、県内で金融機関からの融資を受けて住宅の建設・購入・補修を行う被災者に対し、市町村が利子補給を行えるよう、県がその費用の一部を補助する制度を創設した。

【制度概要】

- 1 利子補給の実施主体 平成30年7月豪雨災害により被害を受けた市町村
- 2 市町村への補助率 1／2
- 3 利子補給補助期間 10年間
- 4 補助対象となる融資 金融機関による資金融資で、被災日から2年間までの申込みに対するもの
- 5 補助対象となる主な融資限度額及び融資金利

補助対象		主な融資限度額		融資金利
建設・新築購入又は中古購入	建設資金	16,800千円		年0.63%以内
	土地購入資金	9,700千円		
	整地資金	4,500千円		
	リバースモーゲージ	建設資金 22,000千円 土地購入資金 9,700千円 整地資金 4,500千円		年2.12%以内
補修	補修資金	7,400千円		年0.63%以内
	整地資金	4,500千円		
	リバースモーゲージ	補修資金 7,400千円 整地資金 4,500千円		年2.12%以内

- ※1 リバースモーゲージとは、自宅を担保にして、そこに住み続けながら金融機関から融資を受ける、高齢者向けの融資制度である。
- ※2 融資限度額及び融資金利は、災害復興住宅融資制度を設けて被災者向けの融資を行っている公的機関である住宅金融支援機構の融資制度に準じている。
- ※3 融資金利は、発災以降適用された住宅金融支援機構の融資金利のうち、最大の利率としている。

出典：岡山県提供資料

8. 恒久住宅への移行に向けた支援

○ 金融機関と連携し、住宅の補修工事に対する無利子融資制度を設けた例：大阪府

大阪府では、「大阪府北部を震源とする地震」、「平成 30 年 7 月豪雨」及び「平成 30 年台風第 21 号」により被災した住宅の早期復旧を図るため、金融機関と連携して、被災した住宅の補修工事に対する無利子融資制度を創設した。

一部損壊等の罹災証明書を交付される等の一定の条件を満たす住宅の補修等の工事を対象に、取扱金融機関から利子負担の無い融資を受けることができる。

【「大阪版被災住宅無利子融資制度」の概要】

<対 象 者>大阪府内の被災住宅の所有者または居住者で、全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊の「罹災証明書」を交付されている者（賃貸住宅事業を行う場合は対象外）

<対象工事>「大阪府北部を震源とする地震」、「平成 30 年 7 月豪雨」及び「平成 30 年台風 21 号」による被害によって損害が生じた住宅の補修工事（屋根・外壁の修理等）

<融資条件>ア 融資額：1 被災住宅あたり 200 万円以内（全壊・大規模半壊・半壊の場合は 300 万円以内）
（複数の罹災証明書がある場合でも融資額は 200 万円以内（全壊・大規模半壊・半壊の場合は 300 万円以内））

イ 返済期間：10 年以内

ウ 融資金利：0 %

※融資には、別途、各金融機関の融資審査がある。

※融資契約の際には、大阪府が別途発行する「大阪版被災住宅無利子融資制度に係る利用確認書」が必要。

<融資申込期間>平成 30 年 7 月 17 日から令和 2 年 3 月 31 日まで

<取扱金融機関>・独立行政法人住宅金融支援機構

・大阪シティ信用金庫

・大阪信用金庫

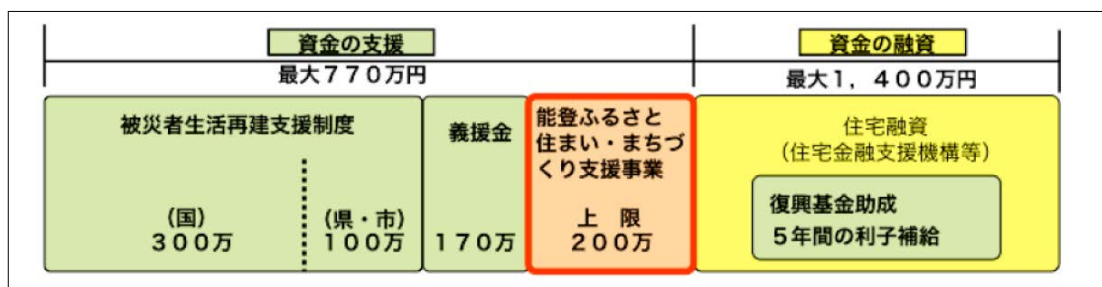
参考文献：大阪府ホームページ

○ 持家の再建・補修に関する支援の例：石川県

平成 19 年能登半島地震後、被災者生活再建支援法の改正及びその遡及適用、能登半島地震復興基金による「能登ふるさと住まい・まちづくり支援事業」の創設など支援策が充実したことから、公営住宅希望者が当初の 78 世帯（平成 19 年 6 月時点）から 49 世帯（同年 11 月時点）へ減少した。

能登ふるさと住まい・まちづくり支援事業などの助成制度では、住宅を建設する場合や補修する際に、「耐震・耐雪」「バリアフリー」「景観配慮」「県産材活用」「建ておこし」などの一定の条件を満たした場合、最大 200 万円を助成。さらに、住宅の建設や補修に係る借入れの際に発生する利子について、支払った 5 年間の利子分を助成する被災住宅再建利子補給事業を創設した。

【全壊世帯が住宅を建設・購入する場合の住宅再建支援の概要】



出典：輪島市「2007.3.25 能登半島地震復興対策」平成 21 年 2 月

参考文献：内閣府「災害復興対策事例集 2007 年（平成 19 年） 能登半島地震・石川県、同・輪島市」
(http://www.bousai.go.jp/kaigirep/houkokusho/hukkousesaku/saigaitaiou/output_html_1/jirei_menu.html)

○ 持家の再建・補修に関する支援の例：兵庫県

兵庫県では、阪神・淡路大震災復興基金を活用し、被災者が応急仮設住宅から恒久住宅へ円滑に移行できるよう各種の支援を実施した。

【被災者住宅再建支援事業補助（平成7年度～18年度（一部地域では24年度まで延長））】
 <事業内容>住宅融資を受け、新たに住宅を建設する被災者に対し、一定の条件で利子補給等を実施
 <補助内容>（1）補給期間5年または10年
 （2）利子補給率5年型の例：年2.5%以内（対象融資限度額1,140万円）
 <実績>20,278戸／21,357百万円（※賃貸を除く）

【大規模住宅補修利子補給（平成8年度～11年度）】
 <事業内容>住宅融資を受け、住宅の大規模補修を行う被災者に対し、一定の条件で利子補給を実施
 <補助内容>（1）補給期間5年間
 （2）利子補給率年2.5%以内（対象融資限度額830万円）
 <実績>2,906戸／944百万円

注：<実績>は平成25年3月時点

参考文献：（公財）阪神・淡路大震災復興基金ホームページ

○ 持家の補修に関する支援の例：千葉県

千葉県は、令和元年台風第15号及び第19号等により被災した住宅を補修する居住者に対する補助制度「被災住宅修繕緊急支援事業補助金」を創設した。

補助金の申請受付・補助金の交付は各市町村で行い、県は市町村が行う補助制度に対して、補助金の一部を助成する。

【補助制度の概要】

罹災証明書の判定結果		災害救助法の適用市町村	左記以外の市町村
半壊		災害救助法 応急修理（上限59.5万円）	国交付金（上限30万円）
一部 損壊	損害割合 10%以上20%未満	災害救助法 応急修理 （上限30万円） + 工事費150万円超は、 地方単独で最大20万円上乗せ	+ 工事費150万円超は、 地方単独で最大20万円 上乗せ
	損害割合10%未満		※国の助成対象外については 地方単独で最大50万円

出典：千葉県ホームページより作成

8. 恒久住宅への移行に向けた支援

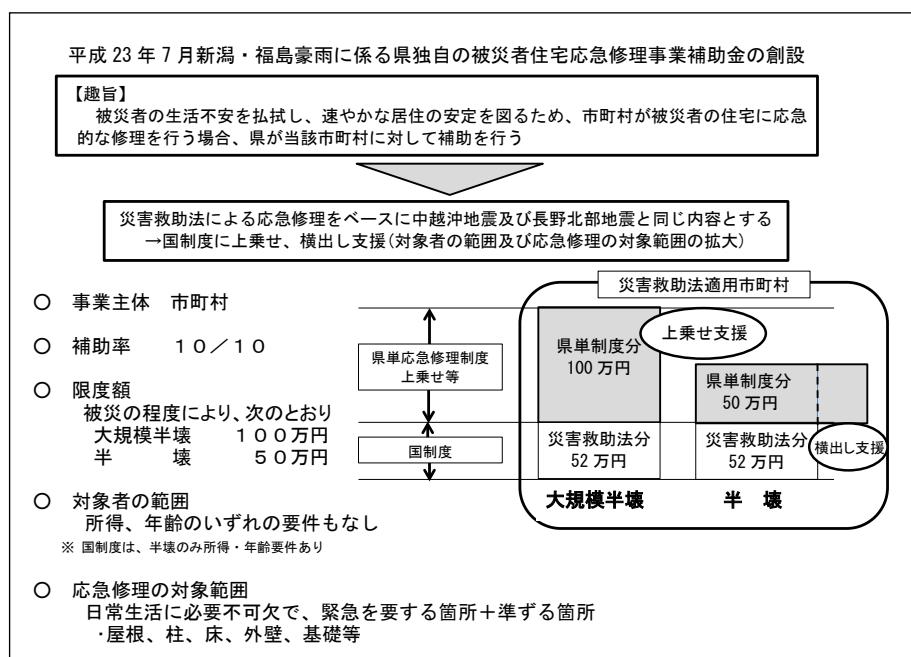
○ 県独自の被災者住宅応急修理制度の例：新潟県

平成 16 年新潟県中越地震の際、災害救助法に規定されている国の制度に加え、これに上乗せする形で新潟県独自の被災者住宅応急修理制度が設けられた。国と県の 2 つの制度を併用する場合には、それぞれに該当する修理箇所毎に費用を算出し加算した上で申請することとなるが、額の合計としては「大規模半壊」で最大 160 万円、「半壊」で最大 110 万円までの補修工事が可能となる。この他、「被災者生活再建支援金」の県制度分は住宅の補修に用いることが出来るため、応急修理制度の限度額を超える部分の工事や、応急修理制度の対象とならない箇所の工事に用いることができた。

	国の制度	県の制度	(参考)生活再建支援制度
根拠法等	災害救助法	県独自制度	県独自制度
費用負担	国 1/2、県 1/2	県 1/1	県 2/3、市町村 1/3
限度額	大規模半壊 最大 60 万円	大規模半壊 最大 100 万円	大規模半壊 最大 100 万円
	半壊 最大 60 万円	半壊 最大 50 万円	半壊 最大 50 万円
対象工事	日常生活に直接欠くことの出来ない部分の損傷箇所	同左の損傷箇所とこれに連続した部分(国制度での限定以外も含む)	—
適用要件	・世帯年収が 500 万円以下 ・世帯年収 500 万円超 700 万円以下で世帯主 45 歳以上 ・世帯年収 700 万円超 800 万円以下で世帯主 60 歳以上	要件なし	世帯年収、世帯主年齢によって支給額が異なる
申請開始	11 月下旬～12 月初旬(市町村により異なる)		1 月初旬(市町村毎)
申請締切	12 月末日		—
工事完了	3 月末日まで		—

出典：国土交通省国土技術政策総合研究所、国立研究開発法人 建築研究所「平成 16 年新潟県中越地震建築物被害調査報告」平成 18 年 10 月より作成
(<http://www.kenken.go.jp/japanese/contents/activities/other/disaster/jishin/2004niigata/houkokusho/saishu/>)

この制度は、平成 23 年 7 月新潟・福島大雨の際にも同内容で適用された。被災者住宅応急修理事業補助金の制度（上乗せ・横出し）が設けられており、新潟県災害救助条例の適用基準(住家減失世帯数)は、概ね災害救助法の適用基準の半分という考え方としている。



出典：新潟県提供資料

○ 生活保護世帯に対する屋根修繕費の支援の例：鳥取県

鳥取県は、平成 28 年鳥取県中部地震により被災し、平成 31 年度時点で未だ屋根修繕を行うことができない生活保護受給世帯を支援するため、平成 31 年度に被災市町と連携し、屋根等の修繕に係る経費を補助する制度「屋根修繕促進支援事業補助金」を創設した。

【補助制度の概要】

- ・補助限度額：584 千円／世帯（災害救助法に基づく応急修理制度の平成 30 年度基準額と同額）
- ・補助率：10／10（負担割合：県 1/2、市町 1/2）

○ 再建先への移転費用・民間賃貸住宅の初期費用に関する支援の例：福岡県

福岡県では、平成 29 年 7 月九州北部豪雨による被災者に対し、応急仮設住宅・親族宅・施設等の応急的な住まいから県内の再建先へ引越しをする際に要する費用、及び、再建先として県内の民間賃貸住宅へ入居する際に締結する賃貸借契約に伴う費用に対し、その一部を助成する事業「福岡県住宅被災者自力再建促進事業助成金」を創設した。

【助成事業の概要】

＜対象者＞次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者

- (1) 応急仮設住宅等に入居し、供与期間内に当該住宅を退去した者
- (2) 応急仮設住宅等に入居しておらず次のアからウのいずれかに該当する者
 - ア 市町村長が発行する罹災証明書で全壊又は大規模半壊の判定を受けた者
 - イ 市町村長が発行する罹災証明書で半壊の判定を受け、その住宅を解体した者
 - ウ 被災者生活再建支援法(平成 10 年法律第 66 号)第 2 条第 2 号ハに掲げる世帯と認定されている者

＜助成対象、助成額＞下表の通り

助成対象経費	助成金額
県内の再建先への引越しに要する費用	一律 10 万円/世帯
再建先として県内の民間賃貸住宅へ入居する際に締結する賃貸借契約に伴う費用	一律 20 万円/世帯

参考文献：福岡県「福岡県住宅被災者自力再建促進事業助成金交付要綱」平成 31 年 4 月

8. 恒久住宅への移行に向けた支援

○ 二重借り入れをせざるを得ない被災者への支援の例：新潟県

新潟県では、復興基金を活用し、住宅債務(二重ローン)償還特別支援として、既存の住宅ローンを有しながら新たに住宅の建設・購入又は補修のための住宅ローンを利用している者、又は新たな住宅ローンに既存の住宅ローンを含めて借入れた者に対し、利子補給を行った(新潟県中越大震災復興基金；支払実績 52 件、新潟県中越沖地震復興基金；支払実績 88 件)。

中越大震災復興基金では、当初(平成 17 年 11 月)は、災害危険地区からの移転により二重借り入れをせざるを得ない人を対象とし、利子補給期間は最長 5 年間としていたが、平成 18 年 6 月に支援を拡充し、利子補給期間を住宅債務の償還の残存期間全てとした。また、平成 18 年 9 月に更に支援を拡充し、対象者に災害危険地区からの移転者以外で住宅再建のために新たに住宅ローンを借入れた者(利子補給期間は最長 5 年間)を加えた。

なお、中越沖地震復興基金においても、中越大震災復興基金の住宅債務(二重ローン)償還特別支援と同様の支援を行った。

【住宅債務(二重ローン)償還特別支援(新潟県中越大震災復興基金の場合)】

1 対象者：新潟県中越大震災により自ら居住していた住宅に被害を受けた者で、次のいずれかに該当する者

(1) 次のいずれにも該当する者

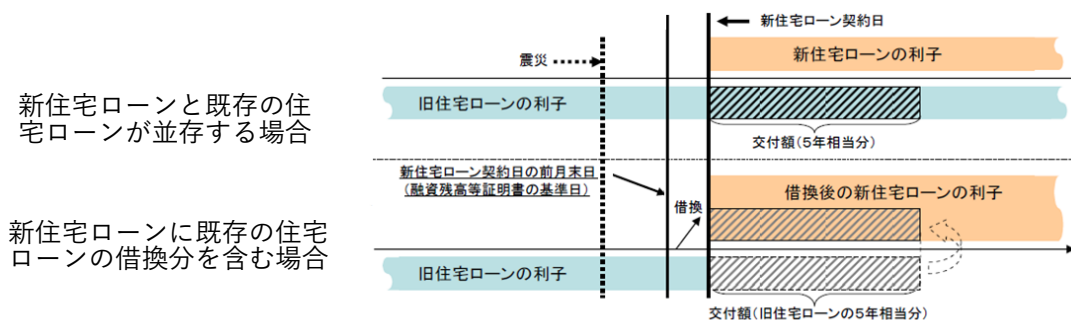
- ①新潟県内に自ら居住するための住宅を再建するため金融機関等から新たに借入をした者
- ②平成 16 年 10 月 23 日現在、被災住宅に係る既存の住宅ローンを有している者
- ③集団移転促進事業又は住宅移転事業により災害危険区域から移転する者

(2) 次のいずれにも該当する者

- ①県内に自ら居住するための住宅を再建するため金融機関等から新たに 600 万円以上の借り入れをした者
- ②平成 16 年 10 月 23 日現在、被災住宅に係る既存の住宅ローンを有している者

2 補助内容

既存の住宅ローンの未償還残高に対し、上記(1)の者にあつては元利均等毎月償還の方法で計算した住宅債務の償還の残存期間の全て、上記(2)の者にあつては 5 年間の支払利子相当額を一括交付する



参考文献：（公財）新潟県中越大震災復興基金ホームページ、新潟県提供資料

(2) 被災者の状況に応じた支援

◆ 概要 ◆

災害救助法による応急仮設住宅はあくまでも一時的な仮の住まいであり、復興までの経過的な位置にあることを認識し、被災者の状況（収入、年齢、心身状況等）に応じた被災者の恒久住宅への移転を推進・支援する。その際、関係部局とも連携して次の点に留意する。

- ・ 恒久住宅需要の的確な把握
- ・ 住宅再建に対する支援策の周知徹底
- ・ 公営住宅等の建設計画や入居条件等の早期提示とその周知
- ・ 高齢者等に配慮した公営住宅等の建設、社会福祉施設等への入所等
- ・ その他住宅等に関する十分な情報の提供等

【参考：被災者台帳の作成・活用】

<被災者台帳の概要>

被災者台帳とは、被災者支援について「支援漏れ」や「手続の重複」をなくし、中長期にわたる被災者支援を総合的かつ効率的に実施するため、個々の被災者の被害状況や支援状況、配慮事項等を一元的に集約するものである。

災害応急対策期から災害復旧期にわたって行われる被災者の援護に関する業務については、大規模広域災害時には支援の対象となる被災者が多数に上ること、被災経験の少ない自治体の職員は必ずしも被災援護に関する業務に習熟していないこと等の事情により、受給資格がある被災者に対して制度の案内が適切に行われない、あるいは被災者の所在・連絡先が共有されていないなどの理由による支援漏れが発生することも少なくない。

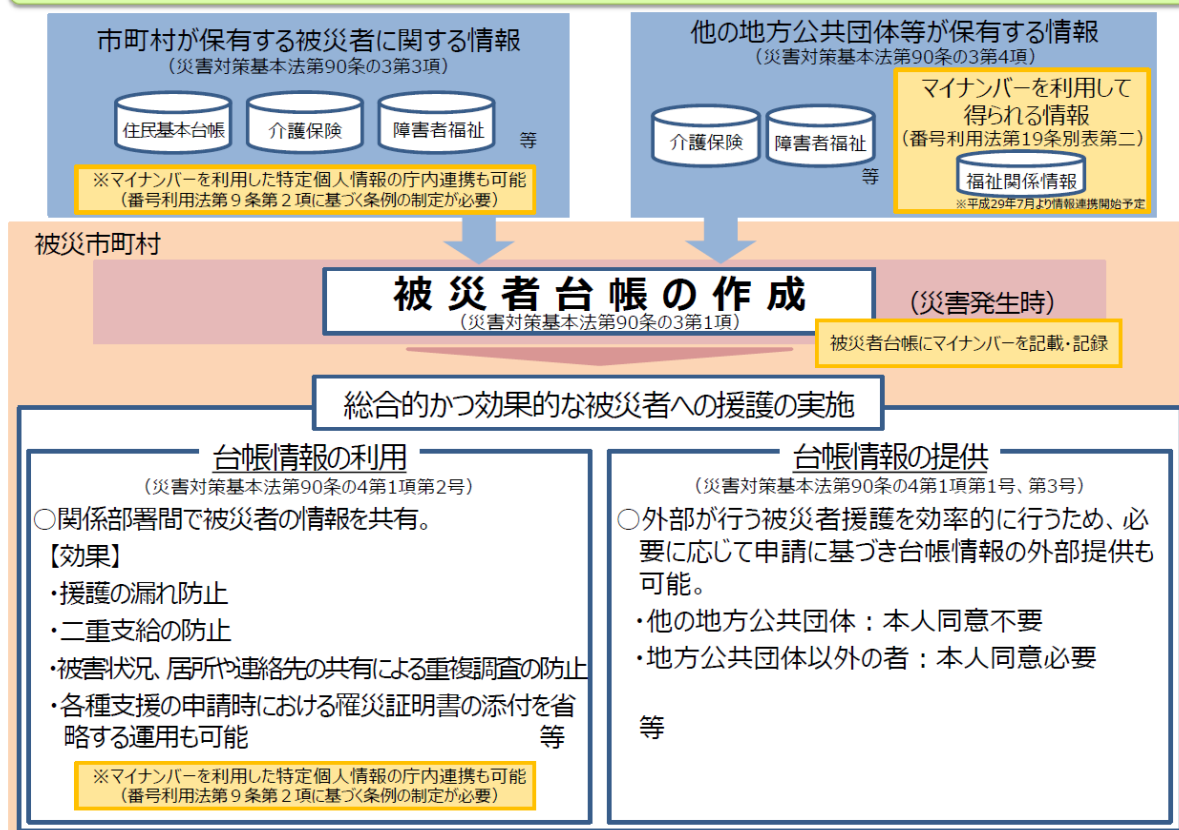
こうした事態を防止し、公平な支援を効率的に実施するためには、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援に当たっての配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を整備し、被災自治体の関係部署において共有・活用することが効果的である。

このため、平成 25 年の災害対策基本法改正により、こうした台帳の作成に必要な範囲で個人情報の利用が可能となるよう個人情報保護法制との関係を整理することにより、被災者の援護に関する事務が円滑に行われるよう、必要な規定が整備されている。

<被災者台帳整備の主なメリット>

- 関係部署による情報共有による重複の排除
 - ・ 各部署で同様の情報を収集するための手間を排除（いずれかの部署で収集し、共有する）による時間・コスト等の軽減
 - ・ 罹災の状況等、市町村内の他の部署が有している情報を何度も被災者に申請させる必要がなくなる
- 援護の漏れ、二重支給等の防止
 - ・ 援護の資格を有する（対象者である）被災者の状況を的確に把握し、漏れを防止
 - ・ 二重支給や他の援護を受けていた場合、援護対象から外れるような要件があるものについて、要件に合致するかどうかを把握可能
- 迅速な対応
 - ・ 援護を実施する部署において、必要な情報を有することとなるため、被災者の援護について、迅速な対応が可能
- 被災者の負担軽減、的確な援護実施
 - ・ 被災者が複数の援護担当部署で何度も同様の申請を行わずに済む
 - ・ 他の地方公共団体との情報共有により、市町村が総合的な対策・助言を実施可能となる
 - ・ 本人同意等の手続を経ることにより、公共料金等の減免に必要な情報についても、市町村から関係事業者に提供可能となり、被災者からの申請等手続きの軽減が期待される

被災者台帳の作成、台帳情報の利用及び提供



出典：内閣府ホームページ

◆ 過去の災害における取組の例 ◆

○ 被災者の個々の状況に応じた生活再建に係る支援の例：鳥取県

鳥取県では、平成 28 年鳥取県中部を震源とする地震の被災者の住まい確保に対し、県や市町村が支援を講じてきた。しかし、発生後 1 年を経過してもなお、住宅の修繕に着手することができない世帯があり、その中には健康面・資金面での問題や修繕に向かう気力を失っている等の個々の事情があったことから、県・市町・民間団体等で「生活復興支援チーム」を新設し、被災者の状況に応じた支援を実施する体制を構築した。

「生活復興支援チーム」は、県、市町、震災復興活動支援センター（※）、社会福祉協議会、地域包括支援センター、ボランティアグループ、弁護士会、FP 協会、建築士会、宅建協会等のメンバーから個別の案件に関連する者が派遣される。

また、今後大きな災害が発生した際にも同じ考え方で支援に取り組むため、平成 30 年 4 月に、この体制を条例に規定し、恒久制度とした。

※県が平成 29 年 4 月に設置。公益財団法人とっとり県民活動活性化センターがその運営業務を担っている。

鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例（抜粋）

（被災者の生活復興支援体制の構築）

第25条の2 県及び市町村は、相互に連携し、必要に応じ、個々の被災者の住宅、就労、健康、財産管理その他生活に係る課題に総合的に対応する体制を構築し、被災者の生活の復興支援を行うものとする。

鳥取県版災害ケースマネジメントの流れ

訪問調査



個別訪問による実態調査を実施

県、市町、震災復興活動支援センター職員が、世帯を個別に訪問し困りごとなどを聞き取り、世帯の状況を把握。

相談例

修繕資金不足、修繕方法が分からない、安価な賃貸住宅を探している。
よく眠れない、気分が沈みがち、飲酒、喫煙の量が増えた。等

生活復興
プランの
検討

実態調査の結果に基づき関係機関が集まり生活復興プランを検討

各世帯の課題を整理。関係機関と情報共有し、必要な支援の検討。
各世帯の状況に合わせた生活復興プランを作成。

関係機関

県、市町、震災復興活動支援センター
社会福祉協議会、地域包括支援センター 等

生活復興
支援チーム
の派遣

必要な支援に対して支援チームを派遣

生活復興プランに基づいて個別訪問、専門家の派遣、支援窓口とのマッチング

生活復興支援チーム派遣イメージ

✓ 仕事⇒県立ハローワーク等 ✓ 福祉⇒社協、地域包括支援センター
✓ 健康・心のケア⇒保健師 ✓ 建物・土地⇒建築士、宅建協会
✓ 生活資金⇒ファイナンシャル・プランナー ✓ 法律⇒弁護士 等

出典：鳥取県「～鳥取県中部地震からの復興～生活復興支援に取り組んでいます」

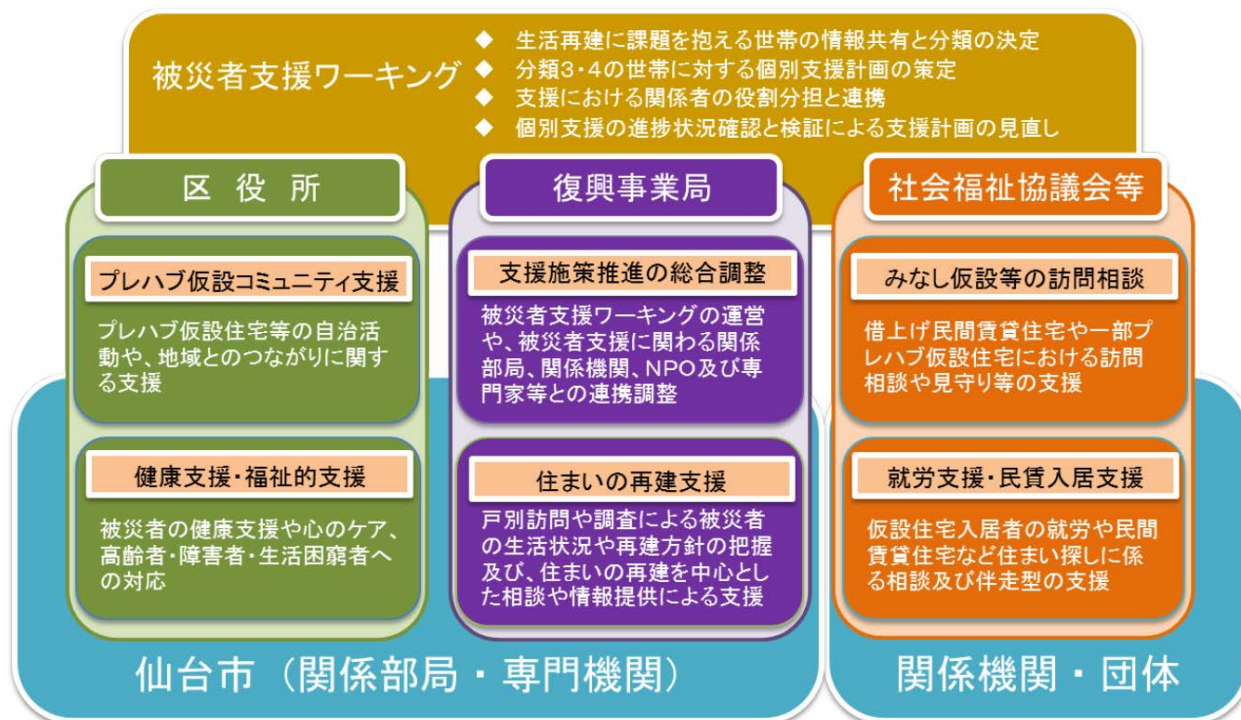
8. 恒久住宅への移行に向けた支援

○ 行政と社会福祉協議会等の連携による個々の状況に応じた生活再建に係る支援の例：仙台市

仙台市では、平成 26 年 3 月に「被災者生活再建推進プログラム」を策定し、応急仮設住宅に入居している全ての世帯を対象とした戸別訪問等によって把握した 4 つの世帯類型に応じてきめ細かな支援に取り組んできた。平成 27 年 3 月には、生活再建への取組みを加速させるため、「被災者生活再建加速プログラム」に改定し、新たな住まいへの移行支援策の強化等を図っている。

各世帯への支援にあたっては、区役所、復興事業局、社会福祉協議会等で構成された「被災者支援ワーキング」において、各区の世帯の生活状況や再建方針・課題等について情報共有し、支援計画の策定や役割分担による支援を着実に実践することとしている。

【支援者ワーキングの機能と役割分担】



出典：仙台市「仙台市被災者生活再建加速プログラム」平成 27 年 3 月

(http://www.city.sendai.jp/kenko-jigyosuishin/shise/daishinsai/fukko/sekatsu/documents/kasokuprogram_honpen.pdf)

【各世帯への支援内容】

《分類 1：生活再建可能世帯を含めた全世帯》

— 住まいの再建方針や再建時期が決まっており、特に大きな問題はなく日常生活を送っている世帯

(1) 継続的な状況調査

(2) 支援情報の提供、

(3) 公営住宅入居支援【強化】

① 公営住宅への申込勧奨及び申込手続き支援【強化】、② 復興公営住宅等入居支援金の助成

(4) 住宅再建相談支援【対象拡大・強化】

《分類 2：日常生活支援世帯》

— 住まいの再建方針や再建時期は決まっているが、主に心身の健康面に課題を抱えており、日常生活において継続的に支援が必要な世帯

(1) 戸別訪問の実施

・ 日頃の支援を通じて、住まいの再建に向けても問題が生じていないかなど、定期的な確認を行う。

(2) 健康支援

・ 健康状態を把握し、その変化に対応するほか、関係機関と連携した継続的な健康相談・指導の実施や、仮設住宅集会所や市民センター等における健康相談会や健康講座等を開催する。

- (3)見守り・生活相談
 - ・社会福祉協議会（支えあいセンター）等が支援ニーズに応じて定期的に声がけや見守りを行い、健康状態の把握や生活相談等を行う。
- (4)地域保健福祉サービスによる支援【強化】
 - ・新たな生活の場へ移行した後においても、地域コミュニティを中心とした見守りや保健福祉サービスを利用した健康支援により、安心して生活が送れるよう、地域包括支援センターなど地域の関係機関と被災者支援ワーキングが連携し、移行後の生活も見据えた支援を行う。

《分類3：住まいの再建支援世帯》

- 一住まいの再建方針または再建時期が未定である世帯や、資金面、就労、家族関係等に課題を抱えているため支援が必要な世帯
- (1)個別支援計画による支援【強化】
 - ・課題の解決や再建方法・場所の選定など支援が必要な世帯に対して、支援関係者で情報を共有し、住まいの再建に向けて策定した個別支援計画（支援カルテ）や役割分担に基づき、具体的な移行支援を行う。
 - (2)戸別訪問の実施
 - ・個別支援計画（支援カルテ）に基づき、生活再建支援員が支援関係者と連携しながら計画的に訪問し、住まいの再建に向けた情報提供や相談支援を行う。
 - (3)就労支援の推進
 - ・直ちに就労が困難な方などを対象に、就労支援を行っているNPO等と連携し、生活困窮者自立支援法に基づく履歴書の書き方や面接の受け方等の研修や職場体験を行うなど、就労支援を実施する。
 - (4)伴走型民間賃貸住宅入居支援【新規】
 - ・再建先となる住宅を一人で探すことが困難な民間賃貸住宅入居希望者に対して、支援団体と連携し、住まい探しのアドバイスや同行、入居手続きなどを行うほか、生活資金等に不安を抱える世帯に対して、社会福祉協議会の貸付制度等の紹介や、関係団体と連携した家計相談など伴走型の支援を行う。

《分類4：日常生活・住まいの再建支援世帯》

- 一住まいの再建に関して課題を抱えており、かつ、日常生活においても継続的に支援が必要な世帯
- (1)個別支援計画による支援
 - ・被災者支援ワーキングで支援方針や支援の役割分担を決めたうえで、世帯ごとに個別支援計画（支援カルテ）を策定し、日常生活上の健康支援と合わせ、新たな住まいの確保に向けた生活再建支援を行う。
 - (2)戸別訪問の実施
 - ・個別支援計画（支援カルテ）に基づき、個別支援の関係者が計画的に訪問し、生活状況の変化の把握や問題の解消に向けた相談支援等を行う。
 - (3)健康支援
 - ・住まいの再建に向けた課題解決の進捗状況に留意しながら、健康状態の変化に対応するとともに、被災者支援ワーキングでの情報共有や関係機関と連携した継続的な健康相談・指導の実施、仮設住宅集会所や市民センター等における健康相談会や健康講座等を開催する。
 - (4)見守り・生活相談
 - ・社会福祉協議会（支えあいセンター）等が、個別支援計画での役割分担をもとに定期的に声がけや見守りを行い、世帯の生活状況等の変化等にも留意しながら、健康状態の把握や生活相談等を行う。
 - (5)地域保健福祉サービスによる支援【強化】
 - ・新たな生活の場へ移行した後においても、地域コミュニティを中心とした見守りや保健福祉サービスを利用した健康支援に加え、個々の課題に応じた福祉制度の積極的な活用などにより、安心して生活が送れるよう、地域包括支援センターなど地域の関係機関と被災者支援ワーキングが連携し、移行後の生活も見据えた支援を行う。
 - (6)伴走型民間賃貸住宅入居支援【新規】
 - ・再建先となる住宅の確保に支援が必要な個別支援対象世帯に対して、支援団体と連携し、再建の意向確認や提案を行い、住まい探しの同行や入居手続きなどを積極的に行うほか、生活資金等に不安を抱える世帯に対して、社会福祉協議会の貸付制度等の紹介や、関係団体と連携した家計相談など伴走型の支援を行う。
 - (7)専任弁護士と連携した相談支援体制構築【新規】
 - ・新たな住まいへの移行に際し、さまざまな理由で法的な整理や手続きが必要となる世帯等に対して、専任した弁護士と連携し、具体的な対応策の検討や手続き支援を行う。

※【 】内は「仙台市被災者生活再建推進プログラム」（平成26年3月）からの変更点を示す。

出典：仙台市「仙台市被災者生活再建加速プログラム」平成27年3月

(http://www.city.sendai.jp/kenko-jigyosuishin/shise/daishinsai/fukko/sekatsu/documents/kaasokuprogram_honpen.pdf)

8. 恒久住宅への移行に向けた支援

○ 恒久住宅の確保・再建に係る伴走型支援を実施した例：宮城県

宮城県では、応急仮設住宅の入居者の新たな住まいの確保を支援するため、平成 27 年度から住宅確保に関する情報提供やマッチング支援、転居困難者等への伴走型支援等を行うべく、下記 3 点の事業を実施し、恒久的な住宅への円滑な移行を推進している。

【支援内容】

1. 被災者転居支援センターの設置

応急仮設住宅から恒久住宅への再建に向けて困難な課題を抱えている入居者に対して、仙台市・登米市・石巻市の 3 市に設置した被災者転居支援センターにおいて、個別訪問や相談を実施する等、個々の事情に応じた支援を実施。

○宮城県被災者転居支援センター

受託者：(一社)パーソナルサポートセンター

※仙台市：平成 27 年 7 月設置、登米市：平成 28 年 10 月設置、石巻市：平成 29 年 10 月設置。その後平成 30 年 4 月より、登米市は石巻市に集約。平成 31 年 4 月からは石巻市は仙台市に集約。

2. 住宅情報コールセンターの設置

応急仮設住宅の入居者の転居希望先となる民間賃貸住宅の物件情報紹介や、契約手続等の電話相談を実施。

○宮城県応急仮設住宅入居者住宅情報提供コールセンター

受託者：(公社)宮城県宅地建物取引業協会

※平成 29 年 9 月に仙台市に設置。平成 31 年 4 月から 1. に集約。

3. 民間賃貸住宅提供促進奨励金事業の実施

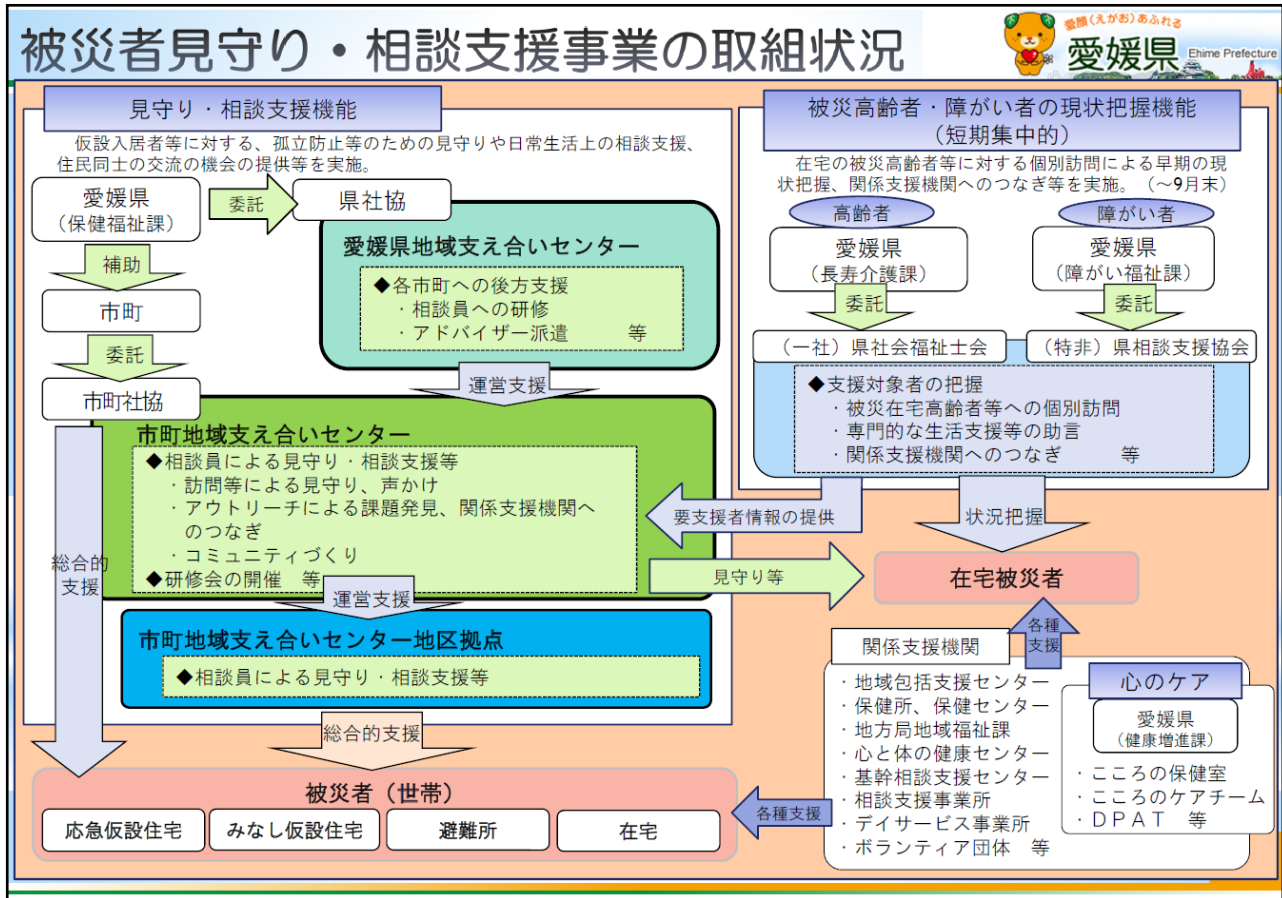
応急仮設住宅の入居者のうち、住宅の確保について特に支援が必要な高齢者、障害者及び一人親世帯の恒久住宅への移転促進を図るため、高齢者等と賃貸借契約を締結した貸主に対し、奨励金として月額賃料 1 ヶ月分（上限 89,000 円）を支給。

※平成 27 年 9 月に交付要綱制定。令和元年 6 月で事業終了。一人親世帯は平成 28 年度から対象。

参考文献：宮城県提供資料

○ 被災者見守り・相談支援事業の取組：愛媛県

愛媛県では、平成30年7月豪雨の被災者の生活再建に向けて、被災者の孤立防止等のための見守りや相談等に応じる拠点を設置する等して総合的な支援を行っている。高齢者・障害者（在宅）については、個別訪問による現状把握、関係支援機関へのつなぎ等を関係団体に委託して実施している。



出典：愛媛県提供資料